

新訂3版 繊維製品の基礎知識シリーズ 繊維に関する一般知識 正誤表

訂正箇所	訂正内容	
	誤	正
9ページ 靱皮繊維	亜麻、苧麻（以上、麻〔亜麻・苧麻に限る〕）	麻（亜麻・苧麻）
9ページ 半合成繊維 たんぱく質系	プロミックス	プロミックス
9ページ 合成繊維 ポリ塩化ビニル、ポリビニルアルコール共重合・混合系	ポリクラール	ポリクラール
9ページ 無機繊維	ガラス繊維・・・・・・・・ガラス	ガラス繊維・・・・・・・・ガラス繊維
10ページ b.麻 2行目	家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程では、亜麻と苧麻を「麻」と表示するように規定されている。	家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程では、亜麻と苧麻が「麻」に分類されている。
15ページ 1) 再生繊維 11行目	リヨセル（指定外繊維	リヨセル（再生繊維
36ページ (2)原料繊維の形態による分類 1行目	スパン糸	スパン糸
42ページ (4)飾り糸（ファンシーヤーン） ・モール糸 2行目	毛虫糸	毛虫糸
112ページ e.染料の安全性に関する 注意事項 2行目	使用を規制する動きがあり	使用が規制されており、
130ページ d.起毛、せん毛加工 1) 起毛	①針金起毛	①針布起毛

新訂3版 繊維製品の基礎知識シリーズ 家庭用繊維製品の製造と品質 正誤表

訂正箇所	訂正内容																																																										
	誤	正																																																									
87ページ b. 風合いのソフト化 7, 8行目	表面をすべりやすく加工剤を塗布したり	表面をすべりやすくする加工剤を塗布したり																																																									
93ページ 2) 皮膚温 4行目	外殻部	外殻部																																																									
124ページ h. 抗菌防臭性・消臭性 5行目 ※二か所	静菌活性値	抗菌活性値																																																									
127ページ最終行から 128ページ5行目	(下記文章に差し替え) 抗菌性試験方法のJIS、ISO規格では、定量試験方法として菌液吸収法、トランスファー法、菌転写法が、定性試験方法としてハロー法が規定されているが一番汎用性が高く、普及している試験方法は菌液吸収法である。試験対象菌は黄色ぶどう球菌と肺炎かん菌の2種類であるが、繊維評価技術協議会の認証マーク制度では、これまでの実績を踏まえて、抗菌加工を抗菌防臭加工、制菌加工（一般用途・特定用途）に分けて、試験対象菌細菌も、黄色ぶどう球菌、肺炎かん菌以外に緑のう（膿）菌、大腸菌、MRSA（メチシリン耐性黄色ぶどう球菌）およびモラクセラ菌を追加して認証している。制菌加工の付記用語は「繊維上の細菌の増殖を抑制します」である。 JISでは、抗菌加工を「細菌数を減少又は細菌を死滅させることによって、細菌の増殖を阻止及び抑制する加工」と定義している。 繊維評価技術協議会の認証基準で規定されている試験に用いる細菌 ³⁴⁾ を表5-21に示す。細菌は、リストにある菌株保存機関の保存番号のものを用いるが、協議会の基準では、一つの保存番号が指定されている。																																																										
128ページ 7行目	試験機関が指定されている。	試験機関や洗濯耐久性も規定されている。																																																									
128ページ 9～16行目	(下記文章に差し替え) 定量試験として、一般用途および特定用途いずれも菌液吸収法を適用して抗菌活性値を求める。 抗菌活性値は、制菌加工品の試験片と標準布に細菌を接種して、培養後の生菌数を測定し、標準布の増殖値の常用対数値から加工品の増殖値の常用対数値を減じた値である。制菌加工の表示マーク認証基準は抗菌活性値について、一般用途は標準布の増殖値以上、特定用途は標準布の増殖値を超えることである。なお、標準布の増殖値とは、生菌数の常用対数値から接種直後の常用対数値を減じた値である。																																																										
128ページ 表5-21	菌種の追加	細菌の種類にモラクセラ菌を追加。 制菌加工「一般用途」「特定用途」において○																																																									
134ページ h. 汗耐光堅ろう度 7～17行目	(下記文章に差し替え) 人工汗液としてJIS L 0848人工汗液とATTS人工汗液の2種類が規定されており、その内容を表5-23に示す。 露光時間は、通常3級照射であるが、スポーツ衣料などを対象とする場合は4級照射で試験を実施することもある。																																																										
134ページ 表5-23	表題	表5-23 JIS法とATTS法の人工汗液(g/l) 表5-23 JIS L 0888の人工汗液(1l)中の添加物とpH																																																									
	表	差し替え 下表																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">JIS L 0848人工汗液</th> <th colspan="2">ATTS人工汗液</th> </tr> <tr> <th>酸性</th> <th>アルカリ性</th> <th>酸性</th> <th>アルカリ性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L-ヒスチジン塩酸塩一水和物</td> <td>0.5g</td> <td>0.5g</td> <td>0.5g</td> <td>0.5g</td> </tr> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>5g</td> </tr> <tr> <td>りん酸二水素ナトリウム二水和物</td> <td>2.2g</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>りん酸水素二ナトリウム・12水</td> <td></td> <td>5g</td> <td>5g</td> <td>5g</td> </tr> <tr> <td>85%乳酸</td> <td></td> <td></td> <td>5g</td> <td>5g</td> </tr> <tr> <td>D,L-アスパラギン酸</td> <td></td> <td></td> <td>0.5g</td> <td>0.5g</td> </tr> <tr> <td>D-パントテン酸ナトリウム</td> <td></td> <td></td> <td>5g</td> <td>5g</td> </tr> <tr> <td>グルコース</td> <td></td> <td></td> <td>5g</td> <td>5g</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">pH</td> <td>(調整：水酸化ナトリウム)</td> <td>5.5</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>(調整：酢酸)</td> <td></td> <td></td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table>			JIS L 0848人工汗液		ATTS人工汗液		酸性	アルカリ性	酸性	アルカリ性	L-ヒスチジン塩酸塩一水和物	0.5g	0.5g	0.5g	0.5g	塩化ナトリウム	5g	5g	5g	5g	りん酸二水素ナトリウム二水和物	2.2g				りん酸水素二ナトリウム・12水		5g	5g	5g	85%乳酸			5g	5g	D,L-アスパラギン酸			0.5g	0.5g	D-パントテン酸ナトリウム			5g	5g	グルコース			5g	5g	pH	(調整：水酸化ナトリウム)	5.5	8.0	8.0	(調整：酢酸)		
	JIS L 0848人工汗液			ATTS人工汗液																																																							
	酸性	アルカリ性	酸性	アルカリ性																																																							
L-ヒスチジン塩酸塩一水和物	0.5g	0.5g	0.5g	0.5g																																																							
塩化ナトリウム	5g	5g	5g	5g																																																							
りん酸二水素ナトリウム二水和物	2.2g																																																										
りん酸水素二ナトリウム・12水		5g	5g	5g																																																							
85%乳酸			5g	5g																																																							
D,L-アスパラギン酸			0.5g	0.5g																																																							
D-パントテン酸ナトリウム			5g	5g																																																							
グルコース			5g	5g																																																							
pH	(調整：水酸化ナトリウム)	5.5	8.0	8.0																																																							
	(調整：酢酸)			3.5																																																							
150ページ a. 検査とは 注1)	不適合品	適合品、不適合品																																																									
151ページ c. 検査の実施 10行目 ※二か所	特別採用	特採																																																									
168ページ 3) 工程能力指数 7行目	C _p が小さいほど、工程は安定している。	C _p が大きいと不適合品が出にくい。																																																									
168ページ 3) 工程能力指数 13行目	工程能力指数C _p が小さくても	工程能力指数C _p が大きくても																																																									

新訂3版 繊維製品の基礎知識シリーズ 家庭用繊維製品の流通、消費と消費者問題 正誤表

訂正箇所	訂正内容	
	誤	正
10ページ 図1-5 グラフの凡例	差し替え	別紙1参照
13ページ 表1-3	桃の弾力性 2.63 婦人着物の弾力性 -11.47	桃の弾力性 2.62 婦人着物の弾力性 -6.37
14ページ 2行目	$\eta = 2.63$	$\eta = 2.62$
14ページ 3～4行目	$\eta = -\frac{(18.1-42.5)}{(68.4-50.2)} / \left\{ \frac{(18.1+42.5)}{(68.4+50.2)} / 2 \right\} = 2.63$	$\eta = -\frac{(18.1-42.5)}{(68.4-50.2)} / \left\{ \frac{(18.1+42.5)}{(68.4+50.2)} / 2 \right\} = 2.62$
24ページ 3行目	事態	自体
44ページ 12行目	独占が認められている電気、ガス、鉄道などの公企業、公益企業などが	公共性の高い水道、鉄道、都市交通などの企業が
48ページ 1) 概要 8行目	「製品 (33品目)」	「衣料品等 (36品目)」
48ページ 1) 概要 9行目	経済産業省告示	消費者庁告示
48ページ 1) 概要 20行目以降追記	(下記文章を追記) さらに2017年(平成29年)4月に家表法施行規則(内閣府令)が一部改正され、対象品目の繊維からプロミックス繊維及びポリクラール繊維が削除された。また、衣服では新たに帽子が表示対象品目に追加された。また、この改正を受けて、同日付けで繊維製品品質表示規程の全部改正があった。その主な改正点は、指定用語が見直され、新たに繊維の分類名が規定されたこと、指定用語として複合繊維が規定されたこと、マフラー・スカーフ及びショールの取扱い表示の追加、及びズボンの裏地表示の追加である。	
49ページ 2) 組成表示 10行目以降追記	(下記文章を追記) また、2017年(平成29年)4月に施行された繊維製品品質表示規程の全部改正の主な改正点は、指定用語が繊維の分類ごとに区分された結果、旧規程で指定外繊維に区分された指定用語のない繊維はいずれかの繊維分類名に分類し、表示されることとなった。例えば、従来の「指定外繊維(リヨセル)」の表示は、改正後、「再生繊維(リヨセル)」となる。また、帽子については組成表示および取扱い表示の両方の表示が規定された。	
49ページ 3) 取扱い表示 6行目	タンブル乾燥が出来る記号が	タンブル乾燥に関する記号が
49ページ 3) 取扱い表示 15行目	4.3 (試験方法)	削除
98ページ 4行目	ISタグ	ICタグ
101ページ 下から6行目	弱い	低い
108ページ 3) アイロン仕上げ 2行目	180～210℃の高温 140～160℃の中温 80～120℃の低温	適正温度はJIS L 0001に基づいて 200℃を限度とする高温 150℃を限度とする中温 110℃を限度とする低温
113ページ (3)商業洗濯 1行目	ランドリー、ドライクリーニング、特殊クリーニング	ランドリー、ウェットクリーニング、ドライクリーニング、特殊クリーニング
115ページ 最終行	衣類によって立体乾燥機が使われたり、自然乾燥することもある。	衣類によっては立体乾燥機が使われることもある。
118ページ 4-3(1)繊維製品等の品質表示 3行目	繊維製品品質表示規程(2015.3.31:改正)	繊維製品品質表示規程(2017.3.30:全部改正)
119ページ 図4-1	差し替え	別紙2参照
120ページ 表4-7	差し替え	別紙3参照
121ページ ⑤ 1行目 ズボン追記	上衣、スカート、ドレスおよびホームドレス、オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート並びに羽織および着物	上衣、ズボン、スカート、ドレスおよびホームドレス、オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート並びに羽織および着物
121ページ ⑥ 1行目 ズボン追記	上衣、スカート、ドレスおよびホームドレス、オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート並びに羽織および着物	上衣、ズボン、スカート、ドレスおよびホームドレス、オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート並びに羽織および着物
121ページ ⑥ 3行目	(スカート以外のものについては、胴、背、および袖の裏生地の面積が表生地の面積の5%を超えるものに限る。)	(ズボンについては、膝及び身頃の裏生地に限り、ズボン及びスカート以外のものについては、胴、背、および袖の裏生地の面積が表生地の面積の5%を超えるものに限る。)
121ページ 下から5行目	「指定外繊維」の用語	表4-8の左欄に規定する繊維の分類名の用語
122ページ 表4-8	差し替え	別紙4参照
122ページ 図4-3 表題	図4-3 指定外繊維の表示例	図4-3 リヨセルの表示例
122ページ 図4-3 図中	指定外繊維(リヨセル)	再生繊維(リヨセル)
122ページ 下から2行目～	(下記文章に差し替え) 混用率に関する特例に次の項目などがある。 ①削除 ②→① ③→②	
123ページ 表4-9 混用率の許容範囲 注)	毛又は羽毛の間とは繊維の指定用語一覧表の左欄が毛である繊維(羊毛、アンゴラ、カシミヤ、モヘヤ、らくだ及びアルパカ)	毛又は羽毛の間とは繊維の指定用語一覧表の繊維等の種類が毛である繊維(羊毛、モヘヤ、アルパカ、らくだ、カシミヤ、アンゴラ及びその他のもの)

新訂3版 繊維製品の基礎知識シリーズ 家庭用繊維製品の流通、消費と消費者問題 正誤表

訂正箇所	訂正内容	
	誤	正
125ページ 下から6行目 ◆記号の省略方法	(下記文章に差し替え) ◆記号の省略 5個の基本記号(洗濯、漂白、乾燥、アイロン及び商業クリーニング)のいずれかが省略された場合に、その記号が表す全ての条件での処理が可能と規定されている。	
127ページ 表4-10 説明文	☆新JISは、現行JISから単純に記号の置き換えはできない。	☆JIS L 0001は、JIS L 0217から単純に記号の置き換えはできない。
127, 128ページ 表4-10	注：一般社団法人繊維評価技術協議会編	消費者庁発行リーフレット「記号一覧」より
135ページ (5)革製・合成皮革製衣料の品質表示 2行目	上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーバー、カーディガン、その他のセータ	コート、セータ、ズボン、ドレス、スカート及び上衣
135ページ (5)革製・合成皮革製衣料の品質表示 3行目	(1997.12.1改正1997.12.8一部追加改正)	(2017.4.1改正)
135ページ (5)革製・合成皮革製衣料の品質表示 10行目	通常、人工皮革は極細繊維を用いて革の網様層に近い立体構造を持たせ、より天然皮革に近づけてある。狭義の合成皮革は、基材に特殊不織布以外のものを用いたものを指す。	合成皮革は編織布などの基布と樹脂層から構成されるが、品詞表示上は人工皮革を含めることができる。
136ページ 図4-10	省令 家庭用品品質表示法施行規則：経済産業大臣との協議（公表に関する事項）など	内閣府令 家庭用品品質表示法施行規則：消費者庁長官との協議（公表に関する事項）など
136ページ (6)問題のある表示例 表示例 a-1 婦人スラックス：リヨセル100% 2行目	指定外繊維（リヨセル）	再生繊維（リヨセル）
151ページ d. PRTR法への対応 11行目	SDSとは化学物質等安全データシートの略で	SDSとは「安全データシート」の略で

別紙1

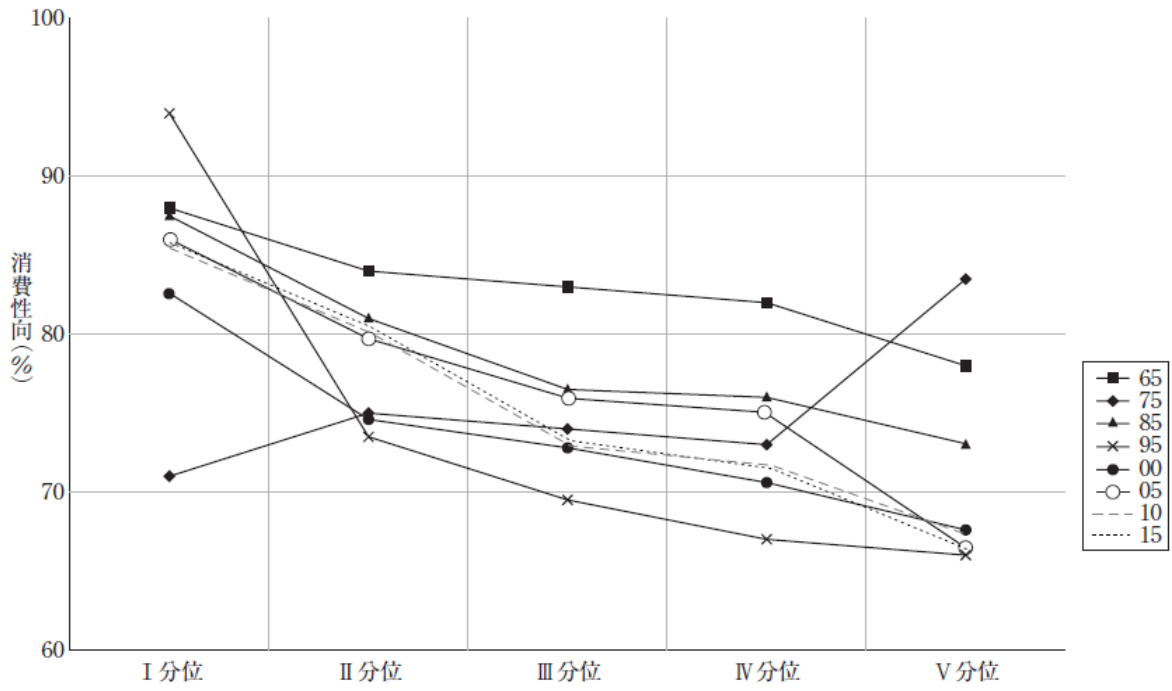


図 1 - 5 所得階級別の消費性向

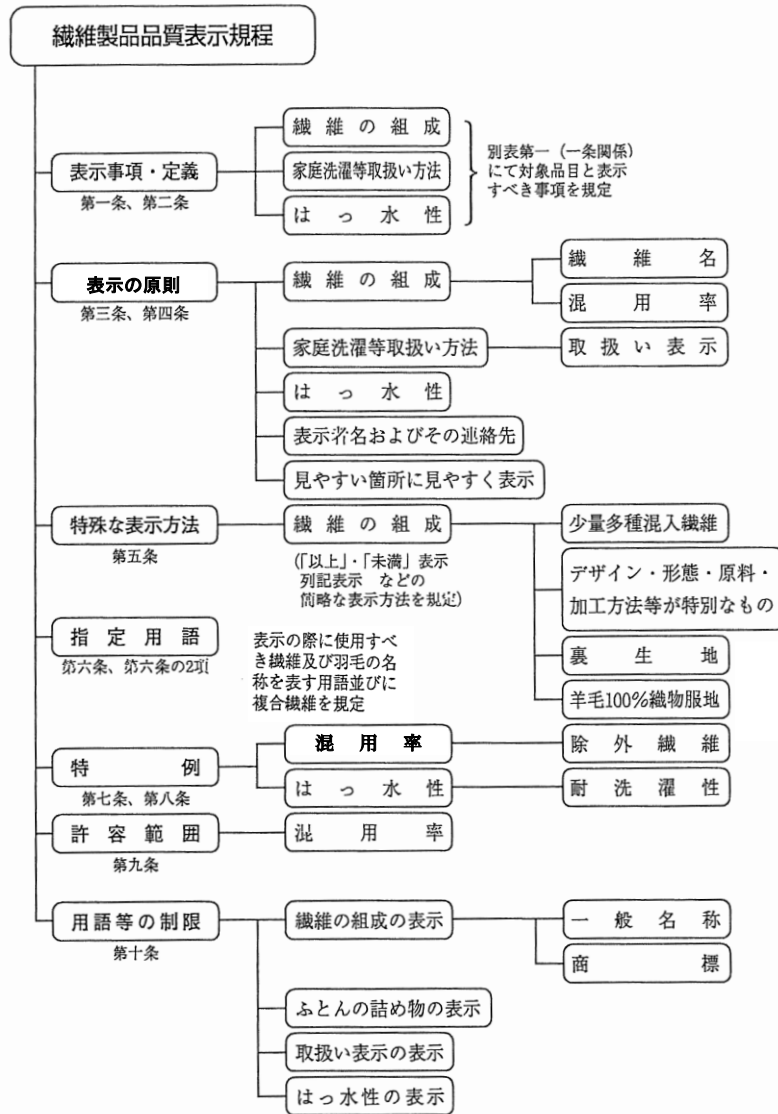


図 4-1 繊維製品品質表示規程の構成

別紙3

表4-7 繊維製品品質表示の対象品目と表示項目

品目		表示事項			付記事項 (※1)		
		繊維の組成	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性	表示者名及 び連絡先		
1 糸(※2)		○	—	—	○		
2 織物、ニット生地及びレース生地(上記1 に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用し て製造したものに限る。)		○	—	—	○		
3 衣料品等 (※3)	コート	特定繊維(※4)のみを表生 地に使用した和装用のもの	○(※5)	—	○(※6)	○	
		その他のもの	○(※5)	○	○(※6)	○	
	セーター		○	○	—	○	
	シャツ		○	○	—	○	
	ズボン		○	○	—	○	
	水着		○	—	—	○	
	ドレス及びホームドレス		○	○	—	○	
	ブラウス		○	○	—	○	
	スカート		○	○	—	○	
	事務服及び作業服		○	○	—	○	
	上衣		○(※5)	○	—	○	
	子供用オーバーオール及び ロンパース		○	○	—	○	
	下着	繊維の種類 が1種類の もの	なせん加工品	○	○	—	○
			その他のもの	○	—	—	○
		特定繊維(※4)のみを表生 地に使用した和装用のもの	○	—	—	○	
		その他のもの	○	○	—	○	
	寝衣		○	○	—	○	
	羽織及び 着物	特定繊維(※4)のみを表生 地に使用した和装用のもの	○	—	—	○	
		その他のもの	○	○	—	○	
	靴下		○	—	—	○	
	手袋		○	—	—	○	
	帯		○	—	—	○	
	足袋		○	—	—	○	
	帽子		○	○	—	○	
	ハンカチ		○	—	—	○	
	マフラー、スカーフ及びショール		○	○	—	○	
	風呂敷		○	—	—	○	
	エプロン及びかっぽう着		○	○	—	○	
	ネクタイ		○	—	—	○	
	羽織ひも及び帯締め		○	—	—	○	
	床敷物		○	—	—	○	
	毛布		○	○	—	○	
	膝掛け		○	○	—	○	
上掛け		○	○	—	○		
布団カバー		○	○	—	○		
敷布		○	○	—	○		
布団		○	—	—	○		
カーテン		○	○	—	○		
テーブル掛け		○	—	—	○		
タオル及び手拭い		○	—	—	○		
ベッドスプレッド、毛布カバー及び 枕カバー		○	○	—	○		

※1. 品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

※2. 糸の全部又は一部が綿、麻(亜麻及び苧麻に限る。)、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリロニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。

※3. 1に掲げる糸や2に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品(電気加熱式のものを除く。)に限る。

※4. 「特定繊維」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。

※5. 詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く。)を表示する。

※6. 「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

別紙4

表4-8 繊維の指定用語

分類	繊維等の種類		指定用語	
植物繊維	綿	綿		
		コットン		
		COTTON		
	麻	亜麻	麻	
			亜麻	
			リネン	
		苧麻	麻	
			苧麻	
			ラミー	
	上記以外の植物繊維		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
動物繊維	毛	羊毛	毛	
			羊毛	
			ウール	
		WOOL		
		モヘヤ	毛	
			モヘヤ	
		アルパカ	毛	
			アルパカ	
		らくだ	毛	
			らくだ	
	絹	カンミヤ	毛	
			キャメル	
			カシミヤ	
		アンゴラ	毛	
			アンゴラ	
		その他のもの	「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
			絹	
シルク				
SILK				
上記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）		

分類	繊維等の種類		指定用語
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が四百五十以上のもの	レーヨン
		RAYON	
		ポリノジック	
	その他のもの	レーヨン	
銅アンモニア繊維		RAYON	
銅アンモニア繊維		キュブラ	
上記以外の再生繊維		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の九十二パーセント以上が酢酸化されているもの	アセテート
		ACETATE	
		トリアセテート	
	上記以外の半合成繊維	その他のもの	アセテート
		ACETATE	
		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	

分類	繊維等の種類		指定用語
合成繊維	ナイロン繊維		ナイロン
			NYLON
	ポリエステル系合成繊維		ポリエステル
			POLYESTER
	ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
	ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
	ビニロン繊維		ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が八十五パーセント以上のもの	アクリル
		その他のもの	アクリル系
	ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
	ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
	アラミド繊維		アラミド
上記以外の合成繊維		「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）	
無機繊維	ガラス繊維		ガラス繊維
	金属繊維		金属繊維
	炭素繊維		炭素繊維
	上記以外の無機繊維		「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
羽毛	ダウン	ダウン	
	その他のもの	フェザー	
		その他の羽毛	
分類外繊維	上記各項目に掲げる繊維以外の繊維		「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）